

# 人材開発支援助成金 人への投資促進コース等について 〈令和4年度創設〉

## 配布資料一覧

- ・【資料1】人材開発支援助成金(人への投資促進コース)のご案内
- ・【資料2】新入社員研修に助成金を活用できます！
- ・【資料3】定額制受け放題研修サービスを社員教育に利用してみませんか
- ・【資料4】人材開発支援助成金に「事業展開等リスクリング支援コース」を創設しました
- ・【資料5】キャリアアップ助成金の助成金額加算について

令和5年2月21日



厚生労働省 埼玉労働局職業対策課  
雇用開発係 助成金センター

# 人材開発支援助成金 (人への投資促進コース) のご案内

資料 1

## 人材開発支援助成金の制度概要

▶ 詳細はP 4 へ

事業主等が雇用する労働者に対して、事前に作成した計画に沿って職務に関連した訓練を実施する場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。  
助成金が支給されるまでの主な流れは以下のとおりです。



## 人への投資促進コース

▶ 詳細はP 2 ～ 3 へ

人への投資を強化するため、現在政府では、3年間で4,000億円規模のパッケージを創設し、民間ニーズを反映しつつ、取り組んで行くこととしています。

人材開発支援助成金についても、国民の皆さまからの提案等をもとに、**令和4～6年度の期間限定助成**として「人への投資促進コース」を創設しました。

「人への投資促進コース」には、以下の5つのメニューがあります。

### 定額制訓練

サブスクリプション型の研修サービスによる訓練の実施

### 高度デジタル人材訓練 ／成長分野等人材訓練

高度デジタル人材等の育成のための訓練の実施

### 情報技術分野認定実習 併用職業訓練

IT分野未経験者の即戦力化のための訓練の実施

### 自発的職業能力 開発訓練

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担

### 長期教育訓練 休暇等制度

働きながら訓練を受講するための休暇制度等を導入

## 各訓練メニューの助成率と助成額

### 定額制訓練

### 定額受け放題

従業員の方がサブスクリプション型の研修サービスを利用した場合に助成します。

| 対象の訓練             | 経費助成率      |            | 賃金助成額 |     |
|-------------------|------------|------------|-------|-----|
|                   | 中小企業       | 大企業        | 中小企業  | 大企業 |
| サブスクリプション型の研修サービス | <b>60%</b> | <b>45%</b> | —     |     |
|                   | (+15%)     |            |       |     |

### 高度デジタル人材訓練・成長分野等人材訓練

### 資格取得費用も対象

DX推進や成長分野などでのイノベーションを推進する高度人材を育成する場合に助成します。

| 対象の訓練                          | 経費助成率      |            | 賃金助成額                   |             |
|--------------------------------|------------|------------|-------------------------|-------------|
|                                | 中小企業       | 大企業        | 中小企業                    | 大企業         |
| ITSS (ITスキル標準)<br>レベル4・3となる訓練等 | <b>75%</b> | <b>60%</b> | <b>960円</b>             | <b>480円</b> |
| 海外も含む大学院での訓練                   | <b>75%</b> |            | 国内大学院の場合<br><b>960円</b> |             |

### 自発的職業能力開発訓練

### 自発的な学びを支援

| 対象の訓練                       | 経費助成率      | 賃金助成額 |
|-----------------------------|------------|-------|
| 労働者の自発的な訓練費用を<br>事業主が負担した訓練 | <b>45%</b> | —     |
|                             | (+15%)     |       |

### 情報技術分野認定実習併用職業訓練

### 資格取得費用も対象

| 対象の訓練                                                 | 経費助成率       |            | 賃金助成額       |             |
|-------------------------------------------------------|-------------|------------|-------------|-------------|
|                                                       | 中小企業        | 大企業        | 中小企業        | 大企業         |
| IT分野未経験者（正規雇用労働者）の即戦力化のための訓練<br>(OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練) | <b>60%</b>  | <b>45%</b> | <b>760円</b> | <b>380円</b> |
|                                                       | (+15%)      |            | (+200円)     | (+100円)     |
|                                                       | OJT実施助成額    |            |             |             |
|                                                       | 中小企業        |            | 大企業         |             |
|                                                       | <b>20万円</b> |            | <b>11万円</b> |             |
|                                                       | (+5万円)      |            | (+3万円)      |             |

### 長期教育訓練休暇等制度

### 導入済み企業も対象

教育訓練休暇や教育訓練短時間勤務制度を導入し、労働者の自発的な職業能力開発を促進した場合に助成します。賃金助成に人数制限はありません。

| 対象の訓練                       | 経費助成額       | 賃金助成額                                  |
|-----------------------------|-------------|----------------------------------------|
| 長期教育訓練休暇制度<br>(30日以上連続休暇取得) | <b>20万円</b> | <b>1人1日当たり<br/>6000円</b><br>(※有給休暇の場合) |
|                             | (+4万円)      | (+1200円)                               |
| 所定労働時間の短縮と<br>所定外労働時間の免除制度  | <b>20万円</b> | —                                      |
|                             | (+4万円)      |                                        |

・（ ）内の助成率（額）は、生産性要件を満たした場合の率（額）です。

・賃金助成額は、1人1時間当たりの額です。OJT実施助成額は、1人1訓練当たりの額（定額）です。

# 人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の活用例

## 定額制訓練

社内の生産工程のDX化を一層推進するため、令和4年10月～令和6年9月の2年間で集中的に人材育成を行うという経営・人事戦略を立てた。この戦略に基づき、社員の職種や階層ごとに身につけてほしいITスキルを、社員本人のレベルも加味しながら、体系立った育成を行うため、社内研修として、定額受け放題のeラーニングを導入した。導入により、多様な学習スタイルや研修時間の効率化を実現し、効果的に社員のスキルアップを行うことができた。

**年間利用料：200万円 経費助成：60（45）% ⇒ 120（90）万円の助成** ※括弧書きは大企業の場合

## 高度デジタル人材訓練・成長分野等人材訓練

システム開発や運用保守を行うことができる人材を育成するため、社員に情報処理安全確保支援士（ITSSレベル4）や応用情報技術者（ITSSレベル3）の講座を受講させ、資格試験費用も助成対象になるため自社で負担した。その後、無事試験に合格し、技術・管理の両面から有効な対策を助言・提案して経営層を支援するセキュリティコンサルタントやシステム開発部門のリーダーとして活躍している。

自社専用の学習カリキュラムの開発を地元の大学に委託して訓練を実施。業務効率化に向けて社内のデジタル化を図るため、自社で培ったノウハウを基に、本当に必要なデジタル技術を社内に実装したいと考えた。そのためには、自社のサービスやシステムを熟知している自社の社員をリスクリングする必要がある。オーダーメイド型訓練の開発・設定費用も助成対象になるため、この制度を活用して実施した。現在、事業部門内にて、業務改善システムの開発に取り組んでいる。（※高度デジタル人材訓練限定）

## 自発的職業能力開発訓練

社員が自ら業務を見直し、デジタル関係のスキルを身につけたいと考えたが、費用がネックになっているという相談があった。会社としては、社員が自発的に資格取得することの後押しをすることにより、社内の生産性の向上が期待できると考え、自発的な職務に関する学び・学び直しに対して、費用の一部を負担した。

## 限度額など

### ● 1事業所1年度あたり

| 人への投資促進コース<br>(成長分野等人材訓練除く) | 成長分野等人材訓練     |
|-----------------------------|---------------|
| <b>2500万円</b>               | <b>1000万円</b> |
| ※うち自発的職業能力開発訓練は300万円まで      |               |

### ● 受講者1人あたり

| 訓練メニュー               | 経費助成        |         |       |       |                      | 賃金助成                                                      | 受講回数<br>(1年あたり) |
|----------------------|-------------|---------|-------|-------|----------------------|-----------------------------------------------------------|-----------------|
|                      | ※実訓練時間数に応じて |         | 大学    |       | 大学院                  |                                                           |                 |
|                      | 中小企業        | 大企業     | 中小企業  | 大企業   |                      |                                                           |                 |
| 定額制訓練                | —           |         | —     |       | —                    | —                                                         | —               |
| 高度デジタル人材訓練           | 30～50万円     | 20～30万円 | 150万円 | 100万円 | —                    | 原則 <b>1200時間</b><br>大学院、大学、<br>専門実践教育訓練は<br><b>1600時間</b> | 3回まで            |
| 成長分野等人材訓練            | —           |         | —     |       | 国内150万円<br>＜海外500万円＞ |                                                           |                 |
| 自発的職業能力開発訓練          | 7～20万円      |         | 60万円  |       | 国内60万円<br>＜海外200万円＞  | —                                                         | 3回まで            |
| 情報技術分野認定実習<br>併用職業訓練 | 15～50万円     | 10～30万円 | —     | —     | —                    | <b>1200時間</b>                                             | 1回まで            |
| 長期教育訓練休暇等制度          | —           |         |       |       |                      | 最大 <b>150日</b><br>※有給の長期休暇のみ                              | —               |

※「定額制訓練」は、受講者1人当たりの経費助成の限度額の設定なし。

※ 実訓練時間数が100時間未満/100～200時間未満/200時間以上によって変動。

※「長期教育訓練休暇等制度」は、経費助成を1事業主1回まで（定額）。賃金助成の人数は制限なし。

## 助成金受給までの流れと申請に必要な書類

### Step0

職業能力開発推進者の選任、事業内職業能力開発計画の策定・周知

### Step1 計画提出

- 事業内職業能力開発計画に基づき、**訓練実施計画**を作成する
- 作成した計画を**訓練開始日の1か月前までに**管轄労働局に**提出する**

#### 主な提出書類

|       |                                                                                                              |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所定の様式 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練実施計画届</li> <li>・ 年間職業能力開発計画</li> <li>・ 訓練別の対象者一覧</li> </ul>       |
| 添付書類  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練内容を確認できるカリキュラム</li> <li>・ 訓練期間中の労働条件がわかるもの（雇用契約書の写しなど）</li> </ul> |

### Step2 訓練実施

- 「年間職業能力開発計画」に基づき訓練を実施する

### Step3 支給申請

- 訓練修了日の翌日から**2か月以内に**、必要書類を管轄労働局に**提出する**
- 支給申請までに、訓練にかかった経費全額を支払う

#### 主な提出書類

|       |                                                                                                                                                                                 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所定の様式 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令違反等がないか確認する書類</li> <li>・ 支給申請書</li> <li>・ 助成額を算定した書類</li> <li>・ OFF-JT実施状況報告書</li> </ul>                                             |
| 添付書類  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出勤簿、タイムカード、賃金台帳の写しなど</li> <li>・ 事業主が訓練費用を負担したことを確認できる振込通知書など</li> <li>・ 訓練に使用した教材の目次等の写し</li> <li>・ 受講を修了したことを証明する書類（修了証など）</li> </ul> |

※ **長期教育訓練休暇等制度** は、申請手続きや提出書類が一部異なりますのでご注意ください。

### 申請手続き等に関する問い合わせ先

#### ■ 各都道府県労働局の助成金申請窓口

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html>



#### ■ (URL) 人材開発支援助成金

手続きに必要な書類は、以下のリンク先から各コースの最新版パンフレットをご確認ください。  
申請書類の様式も以下のリンク先に掲載しています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)



# 新入社員研修に 助成金を活用できます！

(事業主) 新入社員の教育をその上司に任せきりにしているけど、上司が忙しい間の隙間時間を有効に使えたらなあ…

(新入社員) 上司が忙しい間は、何をすれば…

新入社員向けの**定額制（サブスク型）**の研修サービスを活用すれば、隙間時間で訓練を受講できます。

ネットで検索すると色々なサービスがあるし、新入社員の教育に使いやすいな！でも、費用が…

**人材開発支援助成金**を使えば、訓練費用が助成されますよ！

**人材開発支援助成金**

費用の削減も！

**60%  
の経費助成**

新入社員が即戦力になるように、早速活用してみよう！

詳しくは、ホームページをご覧ください。お近くの都道府県労働局へお問い合わせください。

人材開発支援助成金

検索

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・ハローワーク

LL041228開企01

# 人への投資促進コース（定額制訓練）

人への投資促進コースの「**定額制訓練**」では、従業員を対象に、労働者の多様な訓練の選択・実施を可能とするオンライン上の定額受け放題の**サブスクリプション型の研修サービス**を利用して、**職務に関連する訓練を行う事業主に対して助成**しています。

## 助成額

- サブスクリプション型の研修サービスの基本料金等※を対象に助成します。

※「基本料金」に加え、「アカウント料」「初期設定費用」「管理者ID付与料金」などのオプション経費も助成対象となります。

| 経費助成率 |     | 生産性要件を満たした場合※ |     |
|-------|-----|---------------|-----|
| 中小企業  | 大企業 | 中小企業          | 大企業 |
| 60%   | 45% | +15%          |     |

※ 生産性（営業利益、人件費等の付加価値／雇用保険被保険者数）を一定割合向上させた事業主に対して、助成額の引き上げを行う制度

- 1事業所1年度※あたり**2,500万円**が限度額となります。

※1年度とは、支給申請日を基準とし、4月1日から翌年3月31日までのことをいいます。

## 訓練の要件

- 業務上義務付けられ、労働時間に実施される訓練**であること

【ポイント】所定労働時間以外の時間に実施することも可能ですが、賃金を支払うことが必要です

- OFF-JTであって、**事業外訓練**であること

【ポイント】民間の教育訓練機関等、申請事業主以外の者が実施するサービスを利用する必要があります

- 各支給対象労働者の受講時間数を合計した時間数※が、**支給申請時において10時間以上**であること

【ポイント】

- ・実際の動画の視聴等の時間ではなく、標準学習時間（訓練を習得するために通常必要な時間として、あらかじめ受講案内等によって定められている時間）により時間数をカウントします
- ・10時間に計上することができるのは、職務に関連する内容に限ります

## 助成金の受給までの流れ

Step0

- 職業能力開発推進者の選任、事業内職業能力開発計画の策定・周知

Step1  
計画提出

- 事業内職業能力開発計画に基づき、訓練実施計画を作成する
- 作成した計画を、原則、**定額制サービスの契約期間の初日から1か月前まで**に管轄労働局に提出する

Step2  
計画実施

- 訓練実施計画に基づき訓練を実施する

Step3  
支給申請

- 訓練修了日の翌日から2か月以内**に、必要書類を管轄労働局に提出する
- 支給申請までに、訓練にかかった経費全額を支払う

新商品の製造などの事業展開や、デジタル・DX化、グリーン・カーボンニュートラル化の取組に伴い、新たな分野で必要となる知識や技能を身につけるための訓練に、サブスク型の研修サービスを利用する場合、経費助成率が75%（中小企業の場合）の「**事業展開等リスキリング支援コース**」の対象となる可能性がありますので、利用にあたっては最寄りの都道府県労働局にご相談ください。

# 定額受け放題研修サービスを 社員教育に利用してみませんか **NEW**

人材開発支援助成金は「対面」による訓練が原則でしたが、令和4年度より新たにeラーニングと通信制による訓練も助成対象となりました。

これまでの「対面」での訓練

- ・ 同時間に一齐に訓練に参加が必要。
- ・ シフト制の場合、限られた人のみ参加可能。



「eラーニング」などの訓練

- ・ 各労働者が業務の時間に合わせて、訓練へ参加できる！
- ・ 通学しなくて良いから、移動時間も費用も抑えられる！



## 助成額について

**基本料金**  
+  
**初期設定費用**  
**アカウント料**など

×

**60%**

※大企業は45%

### 【対象となる経費】

基本料金の他に訓練に直接要する経費が助成対象となります。

例：「初期設定費用」「アカウント料」「管理者ID付与料金」「修了証の発行」「IPアドレス制限機能」「データ容量追加料金」「LMSの管理者研修」等

### 【対象外となる経費】

訓練に直接要する経費以外のものは助成対象外となります。

例：「タブレットレンタル」「ルーターレンタル」「LMSの入力代行サービス」

## 訓練の要件

- ・ 労働時間に実施される訓練であること
- ・ 職務関連訓練であること
- ・ 各支給対象労働者が修了した受講時間数の合計が10時間以上であること

活用例は裏面へ

本助成金のご利用にあたり支給要件の詳細や具体的な手続きの内容については、  
労働局・ハローワークにお問い合わせ下さい。

# 人材開発支援助成金（人への投資促進コース）定額制訓練活用例

## これまでの人材育成とその課題

- 個々の従業員にあった訓練をそれぞれ実施していた
- ⇒個々の従業員にあった訓練を探す手間がかかる
- ⇒複数の訓練契約を結ぶため、訓練費用が高額になっていた



中小企業（製造業）  
従業員数：130名  
事業内容：自動車部品製造

## 定額受け放題研修サービスの実施

教育訓練機関：外部教育訓練機関

受講コース：営業職研修受け放題講座

訓練目標：

新入社員から管理職までの幅広い層に対応した営業力向上のためのeラーニング訓練

受講料等：420,000円（1～50名まで1か月3.5万円×12月の料金）

## 人材開発支援助成金の活用

252,000円（＝受講料等：420,000円×60%）

## 定額受け放題研修サービスの効果

- ・1つの訓練契約で幅広い層に訓練を行うことができた
- ・個々の従業員にあった訓練を探す手間が省けた
- ・訓練費用がこれまでより安価で抑えられた
- ・eラーニングのため、遠方に訓練を受けに行くための宿泊費・交通費等も抑えられた
- ・eラーニングのため、隙間時間や閑散期に従業員が訓練を行うことができ、訓練のためのまとまった時間を確保する必要がなかった



<< 企業全体の生産性向上 >>

## 定額受け放題研修サービスとは

1 訓練当たりの対象経費が明確でなく、同額で複数の訓練を受けられるeラーニング及び同時双方向型の通信訓練で実施されるサービスのことをいいます。

## 人材開発支援助成金とは

事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

正規雇用労働者等を対象とした訓練を助成する特定訓練コース・一般訓練コースや、非正規雇用労働者等を対象とした訓練を助成する特別育成訓練コースなど8つのコースがあります。

令和4年4月に、「人への投資」を加速するため、国民の方からのご提案をもとに、新たに「人への投資促進コース」を創設しました。

人への投資促進コースでは、定額受け放題研修サービスの他、高度なデジタル人材を育成するための訓練や、自発的に能力開発する労働者を支援する制度等を助成対象としています。



詳しい要件を記載したパンフレットや助成金の申請に必要な書類は、厚生労働省のホームページに掲載されています。詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

人材開発支援助成金 厚生労働省

検索

# 人材開発支援助成金に 事業展開等リスキリング支援コース を創設しました

**人材開発支援助成金「事業展開等リスキリング支援コース」**は、企業の持続的発展のため、新製品の製造や新サービスの提供等により新たな分野に展開する、または、デジタル・グリーンといった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化等を図るため、

- ① 既存事業にとらわれず、新規事業の立ち上げ等の**事業展開**に伴う人材育成
- ② 業務の効率化や脱炭素化などに取り組むため、**デジタル・グリーン化**に対応した人材の育成

に取り組む事業主を対象に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を高率助成により支援する制度です。

助成率・助成額などは  
裏面をご覧ください→

## ▶「事業展開」とは、例えば…

新たな製品を製造したり、新たな商品やサービスを提供すること等により、新たな分野に進出すること。このほか、事業や業種の転換や、既存事業の中で製品の製造方法、商品やサービスの提供方法を変更する場合も事業展開にあたる。

- 例：・新商品や新サービスの開発、製造、提供又は販売を開始する  
・日本料理店が、フランス料理店を新たに開業する  
・繊維業を営む事業主が、医療機器の製造等、医療分野の事業を新たに開始する  
・料理教室を経営していたが、オンラインサービスを新たに開始する 等

## ▶「デジタル・DX化」とは、例えば…

デジタル技術を活用して、業務の効率化を図ることや、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革する等し、競争上の優位性を確立すること。

- 例：・ITツールの活用や電子契約システムを導入し、社内のペーパーレス化を進めた  
・アプリを開発し、顧客が待ち時間を見えるようにした  
・顔認証やQRコード等によるチェックインサービスを導入し手続きを簡略化した 等

## ▶「グリーン・カーボンニュートラル化」とは、例えば…

徹底した省エネ、再生可能エネルギーの活用等により、CO2等の温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。

- 例：・農薬の散布にトラクターを使用していたが、ドローンを導入した  
・風力発電機や太陽光パネルを導入した 等



## 支給対象訓練

- ① 助成対象とならない時間を除いた訓練時間数が**10時間以上**であること
- ② **OFF-JT**（企業の事業活動と区別して行われる訓練）であること
- ③ **職務に関連した訓練であって以下のいずれかに該当する訓練であること**

- i 企業において事業展開を行うにあたり、新たな分野で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練
- ii 事業展開は行わないが、事業主において企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めるにあたり、これに関連する業務に従事させる上で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練

注：本コースでは、事業展開などの内容を記載した「**事業展開等実施計画**」（様式第2号）

を訓練実施計画届と併せて提出する必要がありますので、

取り組み内容を整理し、具体的な記載ができるよう、事前に準備をお願いします。

注：「**事業展開**」は、訓練開始日から起算して、**3年以内に実施する予定のもの**

**または6か月以内に実施したもの**である必要があります。

## 助成率・助成額

### ① 助成率・助成限度額

| 経費助成率 |     | 賃金助成額（1人1時間） |      | 1事業所1年度あたりの<br>助成限度額 |
|-------|-----|--------------|------|----------------------|
| 中小企業  | 大企業 | 中小企業         | 大企業  |                      |
| 75%   | 60% | 960円         | 480円 | 1億円                  |

### ② 受講者1人あたりの経費助成限度額

| 10h以上100h未満 |      | 100h以上200h未満 |      | 200h以上 |      |
|-------------|------|--------------|------|--------|------|
| 中小企業        | 大企業  | 中小企業         | 大企業  | 中小企業   | 大企業  |
| 30万円        | 20万円 | 40万円         | 25万円 | 50万円   | 30万円 |

本助成金では、助成金を活用する上で、支給対象事業主の要件などを設定しています。また、本助成金を活用して人材育成を行う場合は、訓練開始日から起算して1か月前までに、事業所所在地を管轄する都道府県労働局に計画届を提出する必要がありますので、ご不明な点がございましたら、最寄りの都道府県労働局の助成金申請窓口にお問い合わせください。

### 申請手続き等に関する問い合わせ先

■各都道府県労働局の助成金申請窓口

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html>



# 「キャリアアップ助成金」を活用して 従業員を正社員化しませんか？

さらに「人材開発支援助成金」の併用で金額が加算されます

## ■ キャリアアップ助成金の「正社員化コース」とは？

有期雇用労働者等※を正規雇用労働者に転換または直接雇用した場合に、事業主に対して助成を行う制度です。

※有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者を含む、いわゆる「非正規雇用労働者」を指します。



▲キャリアアップ助成金について

なお、令和4年12月2日以降、加算の対象となる訓練のコースや加算額の一部が拡充します！

## ■ 助成金の金額

正社員化コースの1人当たりの助成額は以下のとおりです。

| 企業規模 | 転換前の雇用形態  |           |
|------|-----------|-----------|
|      | 有期雇用労働者   | 無期雇用労働者   |
| 中小企業 | 57万円      | 28万5,000円 |
| 大企業  | 42万7,500円 | 21万3,750円 |

- ・ 1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は20人です。
- ・ 措置によっては加算が受けられる場合があります。



年間10万人  
以上が正社員化！

## ■ 助成金の受給条件

助成金の受給には以下の3つの条件を満たす必要があります。

### ① キャリアアップ計画

正規雇用労働者に転換する前日までに「キャリアアップ計画※」を作成・提出していること。

※キャリアアップ計画は、労働者のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるための、今後の大まかなイメージを記載した計画です。

### ② 制度の規則化

正規雇用労働者に転換する制度を就業規則などに規定していること。

### ③ 正社員化

転換後6か月間の賃金を、転換前6か月間の賃金より3%以上増額させていること。

金額の加算措置については裏面へ



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・ハローワーク

LL041202 No.12

# 「人材開発支援助成金」も一緒に活用すると 正社員化コースの助成金額が加算されます

人への  
投資！

## ■ 人材開発支援助成金とは？

人材開発支援助成金は、事業主が雇用する労働者に対して訓練を行った場合に、受講料などの訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。



人材開発支援助成金について

## ■ 助成金額加算の条件

人材開発支援助成金の特定の訓練を修了した後に正規雇用労働者に転換すると助成金額が加算されます。対象の訓練コースは以下のとおりです。

- 「特別育成訓練コース」
- 「特定訓練コース」（うちITSSレベル2訓練）
- 「人への投資促進コース」
- 「事業展開等リスキリング支援コース」※令和4年12月新設

拡充



## ■ 「正社員化コース」助成額（1人当たり）

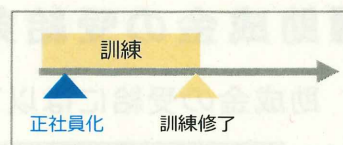
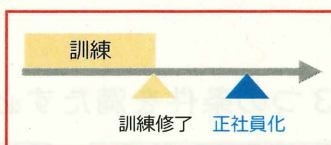
| 金額<br>企業規模 | 基本助成額     | 訓練加算額<br>(自発的・定額制訓練の場合) | 合計<br>(自発的・定額制訓練の場合)     |
|------------|-----------|-------------------------|--------------------------|
| 中小企業       | 57万円      | 9万5,000円<br>(11万円)      | 66万5,000円<br>(68万円)      |
| 大企業        | 42万7,500円 |                         | 52万2,500円<br>(53万7,500円) |

拡充

## ■ 訓練加算

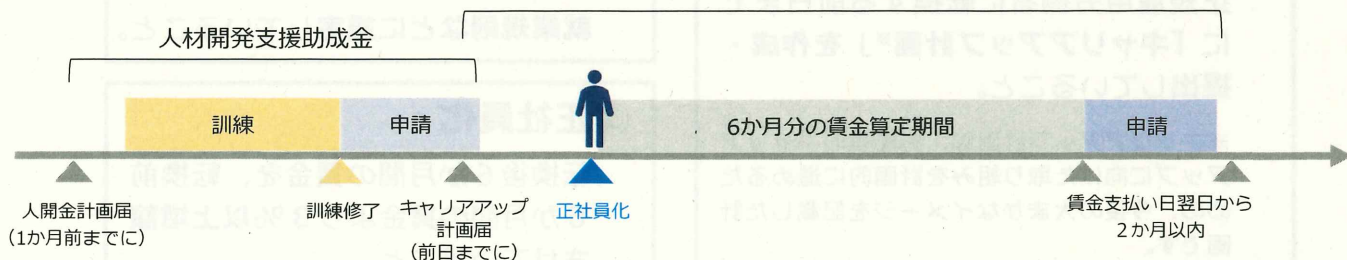
※有期→正規の場合の助成額。無期→正規の場合は上記の半額。

人材開発支援助成金の訓練修了後に正社員化した場合は、訓練加算額を助成します。訓練途中の正社員化は訓練加算の対象外です。



## ■ 申請の流れ ※令和5年度に申請手続き簡素化予定

### キャリアアップ助成金



キャリアアップ助成金の申請方法や助成額など制度の詳細は、  
都道府県労働局または最寄りのハローワークまでお問い合わせください。



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・ハローワーク

LL041202 No.12